

令和7年度の県南部・東部振興施策にかかる計画改定について

令和7年1月29日
南部・東部サミット
資料9

現計画	奈良県南部・東部振興基本計画	奈良県過疎地域持続的発展方針	奈良県過疎地域持続的発展計画	紀伊地域半島振興計画
策定年月	R3.3	R3.9 ※R4.4 一部改正	R3.11	H28.2
計画期間	R3～R7年度(5カ年)	R3～R7年度(5カ年)	R3～R7年度(5カ年)	H27～R6年度(10カ年)
根拠法令	奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例(R4.3.30制定 R4.4.1施行) (条例第8条に基づき 策定が必要 な計画)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(R3.3.31公布 R3.4.1施行) (法第7条に定める県の方針(策定「できる」))	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(R3.3.31公布 R3.4.1施行) (法第9条に定める県計画(策定「できる」))	半島振興法の一部を改正する法律(H27.3.31公布 H27.4.1施行 R7.3.31失効) → 延長要望中 (法第3条1項に基づき 策定が必要 な計画)
対象市町村	19市町村 南部地域(五條市、御所市、高取町、明日香村、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村) 東部地域(宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村)	19市町村 五條市、御所市、宇陀市、 <u>三宅町</u> 、高取町、吉野町、下市町、山添村、曾爾村、御杖村、明日香村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	18市町村 五條市、御所市、宇陀市、 <u>三宅町</u> 、吉野町、下市町、山添村、曾爾村、御杖村、明日香村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	12市町村 五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
目的・策定理由	「誇らしい『都』づくり」の実現に向け、南部・東部地域において、住みよい環境づくりを進めるとともに、「働く場」と「働く人」を増やし、人口減少をくい止めることにより、地域の持続的発展を図る	本県の過疎地域において、森林と水を守りつつ、人と経済の好循環を図り、持続可能な地域社会を形成していくことが重要であるとの考えのもと、特別措置法第7条に基づき策定 ※県方針作成→市町村計画策定(市町村計画策定により 過疎税制措置・過疎債起債が可能)	過疎地域において、住みよい環境づくりを進めるとともに、「働く場」と「働く人」を増やし、人口減少をくい止めることにより、地域の持続的発展を図る	※法第3条第1項により、半島対策実施地域の指定のあったときは関係都道府県は、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興に関する計画作成が必要 ※紀伊地域半島振興計画は、三重県、奈良県、和歌山県の3県で基本方針を共通事項とし、重点施策詳細の振興計画を各県で作成
KGI	南部・東部地域における人口の社会増減：マイナスからの脱却	過疎地域における人口の社会増減：マイナスからの脱却	奈良県過疎地域持続的発展方針と同じ	—
KPI	①生産年齢人口：社会・人口問題研究所による将来人口推計を上回る ②観光入込客数：830万人 ③宿泊客数：70万人	—	①生産年齢人口：社会・人口問題研究所による将来人口推計を上回る ②観光入込客数：750万人 ③宿泊客数：70万人	—
構成(現計画)	[1] 住み続けたい、還りたい地域づくり(定住の促進) (1)働きやすくする (2)暮らしやすくする (3)いざというときに備える [2] 訪れてみたい地域づくり(交流の促進) (1)魅力を知ってもらう (2)魅力を体験してもらう (3)移り住んでもらう [3] 力強い市町村づくり (1)「奈良モデル」の実行 (2)市町村行政経営向上への取組支援等	法第7条2項に定める事項と同じ I 基本的な事項 1 過疎地域の現状と課題 2 過疎地域持続的発展の基本的方向 3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画との関連 II 分野別取組方針(法第7条2項二号) 1 移住・定住、地域間交流の促進及び人材育成(イ) 2 産業の振興(ロ) 3 地域における情報化(ハ) 4 交通施設の整備及び交通手段の確保(ニ) 5 生活環境の整備(ホ) 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進(ヘ) 7 医療の確保(ト) 8 教育の振興(チ) 9 集落の整備(リ) 10 地域文化の振興等(ヌ) 11 再生可能エネルギー利用の推進(ル)	南部・東部振興基本計画と同じ構成 [1] 住み続けたい、還りたい地域づくり(定住の促進) (1)働きやすくする (2)暮らしやすくする (3)いざというときに備える [2] 訪れてみたい地域づくり(交流の促進) (1)魅力を知ってもらう (2)魅力を体験してもらう (3)移り住んでもらう [3] 力強い市町村づくり (1)「奈良モデル」の実行 (2)市町村行政経営向上への取組支援等	法第4条に定める事項及び国指針の項目と同じ I 基本方針(第4条2項) 1 地域の概況 2 現状及び課題 3 振興の基本的方向 II 振興計画(奈良県地域)(第4条1項) 1 交通通信の確保(1) 2 産業の振興及び観光の開発(2) 3 就業の促進(3) 4 水資源の開発及び利用(4) 5 生活環境の整備(5) 6 医療の確保等(6) 7 高齢者の福祉その他福祉の増進(7) 8 教育及び文化の振興(8) 9 地域間交流の促進(9) 10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化(10) 11 自然環境等の保全と活用 (指針のその他必要な事項例)
スケジュール(案)	◆R7年度末の策定を予定	◆4月以降に国から方針・計画策定通知と説明会がある予定 ◆R7年秋頃に国への協議予定 ◆市町村と随時連携し、市町村過疎計画策定に必要な情報を提供予定	◆R7年度末の策定を予定	◆法延長施行後、国から計画作成指針通知や説明会がある予定 ◆紀伊半島3県で連携し、国、市町村と協議のうえ、R7年度末の策定を予定

南部・東部市町村と連携を図りつつ計画改定にむけ準備を進めていきますので、ご協力をお願いします。